

議 事 内 容

局長	定刻となりましたので、第 123 回常設審議委員会をはじめさせていただきますと思います。 それでは、〇〇会長、ご挨拶をお願いします。
〇〇会長	(会長あいさつ)
〇〇会長	また本日は、先月開催されました理事会におきまして、新たに常設審議委員が選任されておりますので、ここで皆さんに紹介します。 〇〇委員です。
〇〇会長	それでは、ただいまから第 123 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
田代局長	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 14 名の出席となっています。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
〇〇議長	次に、前回の審議案件の結果及び追加説明を求められていたことについて、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(前回の審議案件及び追加説明について報告)
〇〇議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 5 条・2 件、県からの意見聴取が農地法第 41 条・1 件を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
〇〇議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手をしていただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
〇〇議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇町・〇〇委員と〇〇市・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

〇〇議長	農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、市町農業委員会から説明をお願いします。
〇〇議長	はじめに、農地法第5条関係について、〇〇市農業委員会からお願いします。
〇〇市農業委員会	(整理番号5-1について、資料に沿って説明)
〇〇議長	次に、〇〇市農業委員会からお願いします。
〇〇市農業委員会	(整理番号5-2の案件について説明)
〇〇議長	ただいま、農地法第5条関係2件の案件について、説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
〇〇議長	はじめに、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の 〇〇申請の 特定建築条件付売買予定地 への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	参考事項のところで、普通財産売却申請済(里道)とありますが、払い渡し価格は分かりますか。
〇〇市農業委員会	今、〇〇財務事務所に申請中ということで、まだ具体的な金額とかはわからない状況です。
〇〇委員	申請は申請として、事前にこれだけ地価評価額とか近傍地価格とかの評価に基づいて申請はなされると思いますので、その点について、教えてください。
〇〇市農業委員会	里道につきましては、現在は機能しない里道で、道としての機能がな いもので、佐賀財務事務所の管轄になっています。申請人が、機能され ていない里道ということで、売却の申請がされていますが、どういっ た価格評価がされているかについては、把握しておりません。
〇〇委員	〇〇市さんとしては、本人と財務事務所とのやりとりであるため、把 握していないという判断になるわけですね。

- 〇〇議長 里道に限っては、大体付け替えという形で取り組むのが、通常だと思います。ですから、対価というのは、なかなか見えづらいというような気がします。
- 水路を付け替える場合は、水路の方が広くなるようにということになっています。
- 里道にしろ、水路の払い下げにしろ、なかなか金額的には見えづらいかなと思います。
- 〇〇委員 私が思ったのは、転用地の価格である〇〇千円と同じ価格で、国有地の払い下げを一つの基準としてなされたのかなと思ったものですから。
- 〇〇議長 私は、そのように理解しています。
- 〇〇議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 〇〇議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
- 〇〇議長 次に、農地法第5条関係、〇〇市農業委員会より諮問の〇〇 申請の農業用施設（共乾）の増築への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 既存施設の機能強化とされていますが、その点について、教えてください。
- 〇〇市農業委員会 今回の再編の内容は、〇〇地区に6施設、〇〇地区に1施設、合計7施設ありますが、それらの施設を今回再編し、今回申請されている増築する共乾の施設をメインの施設として、〇〇にある施設をサブ施設というふうにして、7つのうち、2つを使っていくという再編計画になっています。
- 次に、処理の能力の点について説明すると、水稻の方で、767 t 処理していたものを再編後は、1,797 t で、1,000 t 位能力を上げるというふうに聞いています。
- 〇〇の施設についても、今 280 t 程処理能力がありますが、それを 730 t 位でプラス 450 t 位能力を上げる計画にしています。
- また、トラックスケールについては、既存施設にはありません。今回増設に当たって、トラックスケールを設置するという計画になっています。

〇〇委員	既存の施設は、何年ぐらいに整備されていますか。
〇〇市農業委員会	平成元年に整備されています。
〇〇議長	質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。
〇〇議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係2件については、各市町農業委員会会長に「異議なし」として、回答いたします。
〇〇議長	続きまして、農地法第41条に基づく意見聴取に入ります。 農業会議事務局より説明をお願いします。
事務局	(整地番号41-1の案件について説明)
〇〇議長	この案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	相続関係はどのようになっていますか。
事務局	所有者の方は、未婚で、配偶者も子供さんもおられない。親御さんは既に亡くなられている。兄弟5名は、全員相続放棄されていると農業委員会の方で確認されております。
〇〇委員	借賃が〇〇円となっていますが、これは、3年間の金額ですか。
事務局	3年間の賃料となります。
〇〇委員	この補償金は、国に帰属するものですか。
事務局	法務局に供託します。もし所有者が見つかった場合、支払われるものです。
〇〇委員	今後も使用貸借で農地を借りるということになるのですか。

事務局	この補償金の額を法務局に供託することが必要となります。今までは、使用貸借で農地を借りていたが、今回この制度を使うに当たり補償金〇〇円がかかることになります。
〇〇委員	3年間を経過するとまた補償金が発生するということですか。
事務局	継続をして借りるということであれば、同じことになります。 上限は、40年までできることになっています。ただし、その契約期間の年数分の事業相当額をまとめて供託する必要があるので、おそらく相当な額になるため、なかなかちょっと難しいかもしれません。
〇〇議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
〇〇議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇に回答いたします。
〇〇議長	続きまして、その他の項目に移ります。 農業委員会の情勢報告について、事務局から説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
〇〇議長	続きまして、「農業者年金、全国農業新聞の推進について」農業会議事務局より説明をお願いします。
〇〇議長	(資料2により事務局説明)
〇〇議長	ただいま、事務局から説明がありました。 皆様方から、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇議長	他にないようでございますので、以上をもちまして、第123回常設審議委員会を終了いたします。 本日は、お疲れさまでした。
〇〇議長	次回は7月15日(水)、「グランデはがくれ」にて、開催となりますので、ご予定をお願いします。